



2023年1月10日

各 位

会社名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表執行役社長 中田 卓也
(コード番号 7951 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 杉山 啓子
(TEL 053-460-2210)

当社及び当社子会社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社の子会社である Yamaha Music Europe GmbH (所在地：ドイツ・レリンゲン、代表者：西村 淳、以下「YME」) は、以下のとおり、2022年12月29日(現地時間)に集団訴訟の申立書の送達を受けましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

2013年3月から2017年3月にかけて英国で行われた当社楽器製品のオンライン販売において、YMEが、特定の取引先との間で再販売価格維持行為を行ったとする競争法違反の決定を受けておりました。これにより消費者が不当に高い価格で製品を購入したとして、発生した損害額の賠償を求める集団訴訟が申立てられたものです。

2. 訴訟を提起した者の概要

消費者団体「Which?」(所在地：英国・ロンドン)のElisabetta Sciallisを代表とする原告団で、該当する製品の英国内の消費者が原告団に入る資格を有します。

3. 訴えの内容および損害賠償金

(1) 訴えの内容

YME及びYMEの親会社である当社に対し、YMEの再販売価格維持行為により消費者に発生した損害額の賠償を請求するものです。

(2) 訴訟の目的の価額

申立書には、原告団がYME及び当社に対して主張する被害額は記載されておりません。

4. 今後の見通し

集団訴訟の手続きにおいて、原告団の規模、訴訟の目的の価額が判明する見通しです。

今後、経過に関する開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上